

事例で考える少数者の人権と公共の利益

「君が代伴奏拒否事件」(最判平成19・2・27)を題材として

岸 香おり (国際基督教大学高等学校)

1. 問題意識

当校では、毎年憲法学習の一環として基本的人権に関する判例レポートを課している。生徒は、資料集に載っている有名判例などから自分の興味ある分野の判例を調べ、一生懸命にまとめているが、どうしても自己の体験のみに基づいた一方的な評価にとどまってしまうことが多い。当校は特に海外帰国生徒が多く、例えば、イスラム教圏の国に滞在したことのある生徒は、「エホバの証人輸血拒否事件」で、「日本でも本人の信教の自由が一番に尊重されるべきだ」という点のみを強調し、医師の救命義務の点にはほとんどふれないなどといった傾向がみられる。

生徒個々人の体験、特に海外での体験自体は貴重なものであるし、十分評価に値する。しかし、自己の体験談のみに終始するのではなく、様々な異なる立場や見解から考えること、いわゆる公民科学習指導要領の目標である、「多面的・多角的に考察しようとする態度」についても十分に養う必要がある。そこで、生徒自身が自己のよく知らない世界・価値観、すなわち「少数者の人権」ともいえるものについて多面的・多角的な視点から理解を深める方法はないかと模索したのが、本授業実践である。

2. 授業実践

題材とした判例は「君が代伴奏拒否事件」(最判平成19・2・27)である。本判例は、「君が代」に対して否定的な感情をもつという「少数者」の人権を考えられること、そして、その「少数者」の思想・良心の自由が「公共の利益」「全体の奉仕者」という概念と対立しているという構造を生み出していることから、生徒が自己のよく知らない世界・価値観について、多面的・多角的な視点を養う上で最適であると考えた。

授業では、まず、「思想・良心の自由」の意味を説明し、「君が代伴奏拒否事件」の概要、最高裁多数意見の判旨を紹介した。その後、教員が作成した同判例と類似した別の事例(君が代斉唱時に不起立であったため処分を受けたという事例)を示し、その事例について原告・被告班に分かれて討論をし、裁判官役に判断を下してもらうというワークを行った。なお、ワークの際には「君が代伴奏拒否事件」の最高裁補足意見や反対意見なども参考資料として配り、生徒自身により深く考える機会を与えた。授業実践の詳細や生徒の反応、課題等は発表時に説明する。